

社会福祉法人日本介助犬協会 役員報酬等の支給基準

役員等報酬については、理事及び監事、評議員、会長、副会長及び顧問は無報酬とする。常勤役員は評議員会の決議により支給する。

(定款第8条、第21条、第28条)

以上